

吹田市総合計画審議会第1部会(第1回)  
平成16年(2004年)2月19日

吹田市総合計画審議会第2部会(第1回)  
平成16年(2004年)3月3日

資料-3

# 吹田市新総合計画(第2次総合計画) の計画期間内に制定された主な条例

(総合計画審議会資料)

## 目次

吹田市人権尊重の社会をめざす条例	1
吹田市男女共同参画推進条例	2
吹田市市民公益活動の促進に関する条例	5
吹田市情報公開条例	7
吹田市個人情報保護条例	13
吹田市環境基本条例	21
吹田市環境影響評価条例	24
吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例	30
吹田市みどりの保護及び育成に関する条例	32

世界人権宣言では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。これは、すべての人が基本的人権を享有し、法の下に平等であると定めている日本国憲法と共通の理念である。

しかしながら、今日もなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、障害があることなどにより人権が侵害されている現実があり、また、社会状況の変化等により、人権にかかわる新たな課題も生じてきている。

このような状況において、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳が大切にされ、真に個人が尊重される社会の実現が求められている。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づき、すべての人の人権が尊重される潤いのある豊かな社会をめざして、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会の形成に関する市及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もって人権が尊重される潤いのある豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重の視点を大切にしよう努めるとともに、市民の自主性を尊重して人権尊重の理念の普及を図るなど必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を大切にしよう努めることにより、人権が尊重される社会の形成に資するものとする。

(施策の総合的推進)

第4条 市は、市民、事業者及び公共的団体等と連携をとりながら、人権に関する施策を総合的に推進しよう努めるものとする。

(審議会)

第5条 人権に関する施策の総合的な推進方策について意見を聴くため、吹田市人権施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、市民及び市内の公共的団体等の代表者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第20条)
- 第3章 吹田市男女共同参画審議会(第21条)
- 第4章 雑則(第22条)
- 附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。これらの取組は「平等・開発・平和」をテーマに掲げた国際婦人年以降の、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の動きと連動しつつ進められ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法などの法整備がされてきた。

しかしながら、女性に対する人権侵害や男女の差別的な取扱い、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行等が、今なお社会の様々な分野で根強く存在している。

吹田市においては、女性の就業率は出産・子育て期に大きく低下しており、また男性の家庭生活、地域生活への参画は、市外通勤が多いことなどもあいまって、必ずしも十分とは言えないなどの状況がある。

少子・高齢化の進展、国際化、高度情報化など社会・経済環境が大きく変化する中で、すべての市民が平和で豊かに暮らしていくためには、男女が共に、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、家庭責任を果たしつつ、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要である。

このような認識に立ち、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働して、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対するあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度及び慣行が解消され、男女の社会における活動が制約を受けることなく選択できることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、地域等における活動に対等な立場で参画できることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、市における政策又は事業者その他の民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民

及び事業者と協働するものとする。

4 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力、セクシュアル・ハラスメント及び性の商品化を助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、吹田市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(教育及び学習の振興)

第10条 市は、学校教育及び社会教育において、男女平等を基礎として、男女共同参画を推進する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報啓発を行うものとする。

(情報提供等の支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対して、情報提供その他の支援を行うものとする。

(両立支援)

第13条 市は、男女が共に家庭における活動及び職場、地域等における活動に参画できるよう、子の養育、家族の介護等において環境整備等必要な支援を行うものとする。

(暴力等の防止と被害者支援)

第14条 市は、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるとともに、その被害を受けた者に対して必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第15条 市は、吹田市立男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とするものとする。

(推進体制)

第16条 市は、市民及び事業者の協力の下に男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第17条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にできる限り男女同数に近づけるなど、積極的格差是正措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、前項の調査研究の成果を公表するものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

2 事業者は、年次報告の作成に当たり市長が行う調査に協力するものとする。

(苦情等処理委員)

第20条 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、本市に、吹田市男女共同参画苦情等処理委員(以下「苦情等処理委員」という。)を置く。

2 次に掲げる事項については、前項の申出をすることができない。

(1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

(2) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)等の規定による不服申立てを行っている事項又は裁決等のあった事項

(3) 議会に請願又は陳情を行っている事項

(4) 苦情等処理委員の行為に関する事項

3 苦情等処理委員は、第1項に規定する苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、同項の施策を実施する機関に対し、説明又は資料の提出を求め、是正その他の措置を講ずるよう勧告等を行うものとする。

4 苦情等処理委員は、第1項に規定する相談の申出があった場合において、必要があると認めるときは、関係者に対し、説明又は資料の提出を求め、助言、是正の要望等を行うものとする。

5 苦情等処理委員は、3人以内とする。

6 苦情等処理委員は、男女共同参画に関し知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 苦情等処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 第3章 吹田市男女共同参画審議会

第21条 本市に、吹田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、学識経験者、市民、市内の公共的団体の代表者及び事業者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(審議会の委員の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員についての第21条の規定の適用については、同条第5項中「、市内の公共的団体の代表者及び事業者」とあるのは「及び市内の公共的団体の代表者」と、同条第6項中「2年」とあるのは「平成15年3月31日まで」とする。

21世紀の地方分権社会においては、地方自治体の自己決定権の確立とともに、市民自治の向上が期待されている。

今日、市民ニーズが多様化し、個別化していく中で、より豊かな市民生活を築くためには、行政や企業だけでなく、柔軟性、独創性を持ったボランティアやNPO等の市民公益活動が社会的な役割を担っていくことが必要となっている。

社会サービスの供給主体として、自主的かつ自律的に市民公益活動を行っている市民や団体が、地方自治の担い手として、様々な活動を行うことのできる環境を整えることにより、自助、互助、公助の社会、とりわけ市民がお互いに支え合う互助の社会を実現していくことが重要である。

このため、市、市民、事業者及び市民公益活動団体のそれぞれの立場を尊重しながら協働し、まちづくりの主体である市民が自らの意思で参加する自由で柔軟な発想を持った市民公益活動を促進することをめざし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民公益活動の促進についての基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び市民公益活動団体(以下「市民等」という。)の役割を明らかにするとともに、市民公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民公益活動」とは、市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を行う者の団体であって、主として市内を活動地域とするものをいう。

(基本理念)

第3条 市及び市民等は、市民公益活動の促進に当たっては、地域社会の向上をめざして、それぞれの果たすべき役割を自覚し、対等の関係において相互に補完し合って協力する協働関係の構築に努めるとともに、市民公益活動を行う者の自主性及び自律性を尊重するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、市民公益活動に関する情報を市民等に積極的に提供するとともに、市民公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するように努めなければならない。

2 市は、市民公益活動団体に対し、専門性、活動地域の特性等をいかした活動が促進されるように努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、市民公益活動に対する理解を深め、自主的にその活動を行い、又はこれに協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、市民公益活動に対する理解を深め、その活動に協力するように努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第7条 市民公益活動団体は、基本理念に基づき、市民公益活動の推進に努めるとともに、その活動に関する情報の公開等により、活動に対する理解を広めるように努めるものとする。

(基本方針)

第8条 市長は、市民公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民公益活動の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民公益活動の促進に関する基本的な指針
- (2) 市民公益活動の促進に関する基本的な施策(以下「基本施策」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めるに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、吹田市市民公益活動審議会に諮問しなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本施策)

第9条 基本施策には、市民公益活動を促進するために必要な環境の整備に関する事項で、次に

掲げるものを定めるものとする。

- (1) 市民公益活動の場所の整備に関する事。
- (2) 市、市民等及び市民公益活動を行う者の相互間の連携及び交流に関する事。
- (3) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 市民公益活動を行う者の能力の向上に関する事。
- (5) 市民公益活動団体に対する助成に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民公益活動を促進するための環境の整備に必要な事項(市民公益活動団体の活動内容等の公表)

第10条 市長は、市民の市民公益活動への参加意欲の醸成を図るため、市民公益活動に関する情報を公開しようとする市民公益活動団体から当該情報の提供があったときは、それを公表しなければならない。

2 前項に規定する市民公益活動団体は、活動内容等を市長に届け出なければならない。  
(市民等の意見の反映)

第11条 市長は、市民公益活動の促進に関する施策に、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(審議会)

第12条 本市に、吹田市市民公益活動審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 基本方針に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に関する重要な事項

3 審議会は、市民公益活動の促進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内で組織する。

5 委員は、学識経験者、市民、事業者及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。



吹田市公文書公開条例(昭和61年吹田市条例第32号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 公文書の公開(第5条—第15条)
- 第3章 不服申立て(第16条—第25条)
- 第4章 総合的な情報公開の推進(第26条—第29条)
- 第5章 雑則(第30条—第36条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を推進することにより、市政に関して市民の知る権利を保障するとともに、一層公正で民主的な市政の執行を図り、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第15条第2項及び第29条第3項において同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、実施機関が管理しているものをいう。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関して市民の知る権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用するとともに、公文書の作成を怠り、公文書を秘匿するようなことのないよう適正な公文書の管理に努めなければならない。

2 実施機関は、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報が、みだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 実施機関は、公文書の公開と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供し、市民に対し、市政に関して説明する責務を全うするよう努めなければならない。

(公文書の公開を受けた者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手續)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下この条及び第12条第1項において「公開請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが、容易かつ的確に公開請求をすることができるように、当該公開請求に係る公文書の特定に必要な情報を提供等するものとする。

3 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、当該補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ

る情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

- (3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国又は地方公共団体その他の公共団体をいう。次号において同じ。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

- (4) 市の機関若しくは国等の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であつて、その性質上公開することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務

イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業

- (5) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、これらの情報を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なうことなく分離できるときは、公開請求者に対し、同条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。

(公益上の理由による公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第4号までに掲げる情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を公開しようとするときは、吹田市個人情報保護条例(平成14年吹田市条例第7号)の趣旨を勘案し、個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

(公文書の存否に関する情報の取扱い)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第7条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。

(公開請求に対する決定及び通知)

第11条 実施機関(議会にあっては、議長。以下同じ。)は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒むとき及び公文書が存在しないときを含む。)は、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による公文書の一部を公開する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に次に掲げる事項を付記しなければならない。

(1) 当該通知に係る決定の理由

(2) 当該通知に係る公文書に記録されている情報が第7条各号に掲げる情報のいずれにも該当しなくなる時期が明らかである場合にあつては、その時期

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第3項の規定により公開請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、同項に規定する期間内に公開決定等をするのでないことにつき正当な理由があるときは、その期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を公開請求者に書面により通知しなければならない。

- 3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、前条第2項の規定による公文書の全部を公開しない旨の決定(次条において「非公開決定」という。)があつたものとみなすことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、その期間を更に15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を公開請求者に書面により通知しなければならない。

2 公開請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項に規定する延長後の期間内に、実施機関が公開決定等をしないときは、公開請求者は、非公開決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見の提出の機会の付与等)

第14条 実施機関は、公開決定等を行う場合において、当該公開決定等に係る公文書に国、地方公共団体及び公開請求者以外のもの(以下この条、第17条及び第18条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第11条第1項の決定(以下「公開決定」という。)を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ当該各号の第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ただし書イ又は同条第2号ただし書アに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が、当該機会に係る公文書の公開に反対の意思を表示した書面(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、当該公文書について公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、公開請求者に対し、当該公開決定に係る公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、公文書の公開を行うことにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

第3章 不服申立て

(不服申立てがあった場合の手続)

第16条 実施機関は、公開決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、吹田市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に当該不服申立てに対する決定又は裁決について諮問し、当該審査会の議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第18条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第17条 前条の規定による諮問(以下「諮問」という。)をした実施機関(第20条において「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(情報公開審査会)

第19条 本市に、審査会を置く。

2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 第16条の不服申立てに対する決定又は裁決
- (2) 第29条第5項の規定による助言を求められた実施機関の当該助言

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、情報公開制度に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(審査会の調査権限)

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の公開を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)にその意見を記載した書面(以下「意見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第21条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第22条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 第20条第1項前段の規定により提示された公文書について閲覧(当該公文書が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる方法を含む。)をすること。

(2) 第20条第4項に規定する必要な調査をすること。

(3) 第21条第1項本文に規定する意見陳述を聴くこと。

(4) その他諮問に係る必要な事項

(提出意見書等の閲覧等)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあつては、閲覧等に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第25条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

#### 第4章 総合的な情報公開の推進

(情報公開運営審議会)

第26条 この条例による情報公開制度の公正かつ円滑な運営を推進するため、本市に、吹田市情報公開運営審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、市議会議員、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。  
(情報提供施策及び情報公表施策の拡充等)
- 第27条 実施機関は、情報公開の総合的な推進を図るため、第2章の定めるところにより公文書の公開をするほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充に努めるものとする。  
(会議の公開)
- 第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 他の法令等に特別の定めがあるとき。
  - (2) 第7条各号に掲げる情報が含まれる事項について調査審議等をするとき。
  - (3) 会議を公開することにより会議の目的を失わせ、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。
- (出資法人等の情報の公開)
- 第29条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの(以下この条において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等が管理する情報の公開に努めなければならない。
- 2 実施機関は、出資法人等の管理する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講じなければならない。
  - 3 出資法人等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び写真並びに電磁的記録の公開について、公開の申出の手續、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手續その他必要な事項を定め、その適正な運用に努めなければならない。
  - 4 実施機関は、前項の規定による指定をした出資法人等に対し、同項の規定による定めを整備、当該定めを適正な運用その他必要な事項の指導をしなければならない。
  - 5 第3項の規定による指定を受けた出資法人等は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
  - 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

#### 第5章 雑則

##### (手数料)

- 第30条 第15条の規定による公文書の公開に係る手数料は、次のとおりとする。
- (1) 市内に住所を有する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 無料
  - (2) 前号に掲げるもの以外のもの 公文書1件につき150円
- (費用負担)

- 第31条 公開請求者は、公文書(第15条第3項に規定する複写したものを含む。)の写しの交付(同条第2項に規定する実施機関が定める方法を含む。)を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 2 不服申立人又は参加人は、第24条第1項の規定による資料の写しの交付(同項に規定する実施機関が定める方法を含む。)を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- (公文書の管理)

- 第32条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する定めを設け、公文書の適正な管理に努めなければならない。

##### (公文書の目録の作成及び閲覧)

- 第33条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

##### (他の制度との調整)

- 第34条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第15条第2項に規定する方法と同一の方法により公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、適用しない。
- 2 法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第15条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
  - 3 この条例は、図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存しているものについては、適用しない。

##### (運用状況の公表)

- 第35条 市長は、毎年度1回、この条例による情報公開制度の各実施機関の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

##### (委任)

- 第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の吹田市公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定によりなされている公文書の公開の請求は、この条例による改正後の吹田市情報公開条例(以下「新条例」という。)第5条の規定によりなされた公文書の公開の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第13条の規定によりなされている不服申立ては、新条例第16条の規定によりなされた不服申立てとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 施行日の前日において、旧条例第14条第3項の規定により吹田市公文書公開審査会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、新条例第19条第4項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 6 施行日の前日において、旧条例第15条第3項の規定により吹田市公文書公開運営審議会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、新条例第26条第3項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 7 議会が管理する公文書については、この条例の規定は、平成11年10月1日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
  - 第1節 個人情報の適正な取扱いの確保(第6条—第13条)
  - 第2節 自己情報の開示、訂正、削除及び中止の請求(第14条—第25条)
  - 第3節 救済手続及び救済機関(第26条—第37条)
- 第3章 個人情報保護審議会(第38条)
- 第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第39条—第41条)
- 第5章 雑則(第42条—第46条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報
  - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、修正、加工、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他実施機関が定める処理を除く。
- (6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第25条第2項及び第41条第3項において同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、実施機関が管理しているものをいう。

(実施機関の責務等)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱い(個人情報の収集、保管及び利用(第8条第1項に規定する目的外利用及び外部提供を含む。)をいう。以下同じ。)に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報をみだりに取り扱わないよう努めることにより、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報の取扱いの一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては、所掌する事務又は事業の目的達成に必要な範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の取扱いを行ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき又は吹田市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、事務又は事業の執行上必要不可欠であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報の収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
  - (2) 本人の同意に基づくとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨、収集目的等を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 法令、条例、規則等の規定に基づき、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為をしたときは、第1項の規定による収集があったものとみなす。  
(目的外利用及び外部提供の制限)
- 第8条 実施機関は、前条第1項本文に規定する収集目的以外に実施機関内若しくは実施機関相互において個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をし、又は実施機関以外のものに個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づくとき。
  - (2) 本人の同意に基づくとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているものの目的外利用をし、又は外部提供をすることが正当であると認められるとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 事務若しくは事業の執行又は市民の福祉の向上のため特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第4号から第6号までの規定に該当して個人情報の目的外利用をし、又は外部提供をしたときは、速やかに、その旨、その理由等を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、その必要がないと認めるときは、この限りでない。  
(届出等)
- 第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときも、同様とする。
- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
  - (3) 個人情報取扱事務の目的
  - (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の収集先
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供さなければならない。  
(適正な維持管理)
- 第10条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項に関し必要な措置を講じなければならない。
- (1) 保有する個人情報を利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする。
  - (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
  - (3) 保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。  
(事務の委託に伴う措置等)
- 第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの(次項において「受託者」という。)は、当該委託を受けた事務(次項において「受託事務」という。)の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。
- 3 受託者若しくは受託者であったもの又は受託事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。  
(電子計算機処理の制限)
- 第12条 実施機関は、個人情報取扱事務について、新たに電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。ただし、一時的又は試験的な個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を行おうとするときは、この限りでない。



- 2 実施機関は、第6条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報取扱事務について、電子計算機処理(前項ただし書に規定する電子計算機処理を除く。次条において同じ。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づくとき。
  - (2) 当該事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 3 実施機関は、前項に規定する個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を同項第2号に掲げる事由により行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。  
(実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限)
- 第13条 実施機関は、個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を行うに当たっては、実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づくとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 第2節 自己情報の開示、訂正、削除及び中止の請求  
(開示の請求)
- 第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が定める者は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
  - 3 本人が死亡している場合にあつては、当該本人の遺族(当該遺族が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該未成年者又は成年被後見人の法定代理人を含む。)は、開示請求をすることができる。
  - 4 前項に規定する遺族は、本人の配偶者、子又は父母とする。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、適当と認める者については、この限りでない。  
(開示しないことができる自己情報)
- 第15条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。
- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされているもの
  - (2) 個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であつて、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
  - (3) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)(当該者が法定代理人若しくは実施機関が定める者又は遺族であるときは、本人)以外の第三者に関する情報を含む情報であつて、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの
  - (4) 市の機関若しくは国等(国又は地方公共団体その他の公共団体をいう。)の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であつて、その性質上開示することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
    - ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務
    - イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるもの  
(部分開示)
- 第16条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示請求者に対し、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。  
(自己情報の存否に関する情報の取扱い)
- 第17条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、第15条各号のいずれかに該当する情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。  
(訂正の請求)
- 第18条 何人も、実施機関が現に保有している自己情報に事実の誤りがあるときは、当該実施機関に対し、自己情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。
- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。  
(削除の請求)
- 第19条 何人も、実施機関が現に保有している自己情報が第6条又は第7条第1項の規定に違反して当該実施機関により収集されたと認めるときは、当該実施機関に対し、その削除を請求することができる。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による削除の請求(以下「削除請求」という。)について準用する。

(中止の請求)

第20条 何人も、実施機関が現に保有している自己情報が第8条第1項の規定に違反して当該実施機関により目的外利用又は外部提供をされ、又はされようとしていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による中止の請求(以下「中止請求」という。)について準用する。

(開示等の請求手続)

第21条 第14条の規定による開示、第18条の規定による訂正、第19条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止(以下「自己情報の開示等」という。)の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該開示等の請求に係る自己情報の本人、本人の法定代理人若しくは実施機関が定める者又は本人の遺族であることを証明するために必要な資料で実施機関が定めるものを当該実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、自己情報の開示等の請求をしようとする者に対し、当該開示等の請求に係る自己情報の特定に必要な情報の提供に努めなければならない。

4 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、自己情報の開示等の請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(自己情報の開示等の決定等、当該開示等の決定等の期限等)

第22条 実施機関(議会にあっては、議長。以下同じ。)は、自己情報の開示等の請求があったときは、当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。

2 前項の諾否の決定(以下「自己情報の開示等の決定等」という。)は、請求があった日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては30日以内にしなければならない。ただし、前条第4項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間をそれぞれ15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

5 前項の場合において、自己情報の開示等の請求に係る自己情報の開示等をしない旨(自己情報の一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をすること、第17条の規定により開示請求を拒むこと及び当該自己情報が不存在であるため開示できないことを含む。)の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

6 第2項に規定する期間(第3項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が自己情報の開示等の決定等をしないときは、請求者は、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(自己情報の開示等の決定等の期限の特例)

第23条 自己情報の開示等の請求に係る公文書が著しく大量であるため、請求があつた日から起算して、開示請求にあっては30日以内に、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては45日以内にそのすべてについて自己情報の開示等の決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第3項の規定にかかわらず、実施機関は、それぞれの期間を更に15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。

2 請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る自己情報については、前条第6項の規定は、適用しない。

3 第1項に規定する延長後の期間内に、実施機関が自己情報の開示等の決定等をしないときは、請求者は、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見の提出の機会の付与等)

第24条 実施機関は、自己情報の開示の決定等(以下「開示決定等」という。)をする場合において、当該開示決定等に係る自己情報に国、地方公共団体及び開示請求者以外のもの(以下この条、第27条及び第28条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、

あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、自己情報の開示の決定(次項及び第28条において「開示決定」という。)をする場合において、開示請求に係る公文書に人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報に該当すると認められる第三者に関する情報が含まれている自己情報の開示をしようとするときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る自己情報が記録されている公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が当該機会に係る自己情報の開示に反対の意思を表示した書面(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、当該自己情報について開示決定をするときは、当該開示決定の日と自己情報の開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに自己情報の開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示等の実施)

第25条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、請求者に対し、当該自己情報の開示等を行わなければならない。

2 自己情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をしたときは、速やかに、その旨及びその内容を請求者に通知しなければならない。

#### 第3節 救済手続及び救済機関

(不服申立てがあった場合の手続)

第26条 実施機関は、自己情報の開示等の決定等に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、吹田市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に当該不服申立てに対する決定又は裁決について諮問し、当該審査会の議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第27条 前条の規定による諮問(以下「諮問」という。)をした実施機関(第30条において「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 請求者(請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第28条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(個人情報保護審査会)

第29条 本市に、審査会を置く。

2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

(1) 第26条の不服申立てに対する決定又は裁決

(2) 第41条第5項の規定による助言を求められた実施機関の当該助言

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、個人情報保護制度に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。  
8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(審査会の調査権限)

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る公文書に記録されている自己情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)にその意見を記載した書面(以下「意見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第31条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第32条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第33条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 第30条第1項前段の規定により提示された公文書について閲覧(当該公文書が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる方法を含む。)をすること。

(2) 第30条第4項に規定する必要な調査をすること。

(3) 第31条第1項本文に規定する意見陳述を聴くこと。

(4) その他諮問に係る必要な事項

(提出意見書等の閲覧等)

第34条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあつては、閲覧等に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第35条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第36条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

(個人情報苦情処理委員)

第37条 個人情報の取扱いに関する苦情の申出(以下この条において「苦情の申出」という。)について、公正かつ中立的な立場で簡易迅速な処理を行うため、本市に、吹田市個人情報苦情処理委員(以下この条において「苦情処理委員」という。)を置く。

2 苦情処理委員は、苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、実施機関、事業者等に対し、説明又は資料の提出を求め、個人情報の保護に関し是正その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 苦情処理委員は、毎年度1回、苦情の申出の処理状況等について、市長に報告しなければならない。

4 苦情処理委員は、2人以内とする。

5 苦情処理委員は、個人情報の保護に関し知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 第3章 個人情報保護審議会

第38条 本市に、審議会を置く。

2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、個人情報保護制度に関する基本的事項又は重要事項を調

査審議し、答申するものとする。

3 審議会は、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べるができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、学識経験者、市議会議員、事業者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(説明又は資料の提出の要求)

第39条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(事業者に対する指導、勧告等)

第40条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正又は中止の指導をし、これに従わないときは、当該取扱いの是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を陳述する機会を与え、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

(出資法人等の個人情報の保護)

第41条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの(以下この条において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等の個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

3 出資法人等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び写真並びに電磁的記録に含まれる自己情報の開示等について、自己情報の開示等の申出の手續、自己情報の開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手續その他必要な事項を定め、その適正な運用に努めなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による指定をした出資法人等に対し、同項の規定による定め整備、当該定め適正な運用その他必要な事項の指導をしなければならない。

5 第3項の規定による指定を受けた出資法人等は、自己情報の開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。

6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

#### 第5章 雑則

(手数料等)

第42条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、公文書(第25条第3項に規定する複写したものを含む。)の写しの交付(同条第2項に規定する実施機関が定める方法を含む。)により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 不服申立人又は参加人は、第34条第1項の規定による資料の写しの交付(同項に規定する実施機関が定める方法を含む。)を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第43条 市長は、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(他の制度との調整)

第44条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

(3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報

(4) 図書館その他の図書、資料、刊行物等(以下この号において「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 自己情報の開示、訂正又は削除について法令等(吹田市情報公開条例(平成14年吹田市条例第10号)を除く。)に定めがあるときは、その定めるところによる。

(運用状況の公表等)

- 第45条 市長は、毎年度1回、この条例による個人情報保護制度の各実施機関の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。
- 2 市長は、毎年度1回、第37条第3項に規定する苦情の申出の処理状況等を公表しなければならない。

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
- (吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)
- 2 吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和56年吹田市条例第12号)は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務に関する第9条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。
- 4 この条例の施行の際、現に第2項の規定による廃止前の吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第8条の規定により行われている個人情報の開示に係る手続又は旧条例第9条の規定により行われている個人情報の訂正若しくは削除に係る手続については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 議会が管理する公文書については、この条例の規定は、平成11年10月1日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等(第7条—第10条)

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策(第11条—第25条)

第4章 環境審議会(第26条)

附則

すこやかで心ふれあう文化のまちを理念とする本市にあって、市民のかたがたが日々安全で健康かつ快適な環境の中で文化的な生活を営めることこそ最重要課題である。

良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利であり、このような環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに与えられた大きな使命である。

市民、事業者及び行政のすべての者が、より一層の英知と総力を結集し、協働して、環境の保全と創造に取り組み、自然との共生を図りつつ持続的に発展する吹田をめざすため、ここに市民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念と施策の基本となる事項を定めること等により、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に定める基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の市民に継承していくこと。

(2) 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するとともに、資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築すること。

(3) 生態系の微妙な均衡を保つように配慮しつつ、人間と自然との共生を図ること。

2 前項に定めるもののほか、地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的かつ積極的な環境の保全及び創造に関する取組を支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

### (施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害を防止するとともに、化学物質等による環境汚染及び日照障害、電波障害等の防止に努めることにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

(2) 雑木林・緑地、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人間と自然とが共生する良好な環境を確保すること。

(3) 安全でみどりや水に親しめる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を活かした美しい都市景観の形成、歴史的文化的環境の形成等を図ることにより、快適な都市環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等を図ることにより、地球環境保全に貢献できる社会を構築すること。

### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ吹田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

### (吹田市環境白書)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした吹田市環境白書を作成し、これを公表するものとする。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策

### (環境影響評価に係る措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、前項の事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

### (環境管理の促進)

第12条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるよう、事業者が自ら行う環境管理(環境の保全に係る方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備及びこれらに関する監査の実施等をいう。)を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (規制等の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

### (環境の保全又は創造に関する協定の締結)

第14条 市長は、他の条例に定めるもののほか、事業者の事業活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項その他環境への配慮に関する事項について事業者と協議し、協議が整った事項について当該事業者と環境の保全又は創造に関する協定を締結することができる。

### (監視等の体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

### (調査研究の実施等)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために必要な科学技術情報



の収集及び調査研究の実施並びにこれらの成果の普及に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに活動を行う意欲を増進するよう、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実に関し、施設の整備及び充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的指導又は助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等との推進体制の整備)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに推進するための体制の整備に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

第26条 本市に、吹田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(3) 環境の保全及び創造に関する重要事項

(4) 法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員25人以内で組織する。

5 委員は、学識経験者、市議会議員、事業者、市民及び市内の公共的団体等の代表者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を若干名置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 環境影響評価の手續等(第7条—第29条)
- 第3章 法律等の適用を受ける対象事業に関する特例等(第30条—第33条)
- 第4章 吹田市環境影響評価審査会(第34条)
- 第5章 雑則(第35条—第44条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、吹田市環境基本条例(平成9年吹田市条例第5号)第11条の規定に基づき、環境影響評価、事後監視等に関し必要な事項を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の良好な環境の保全及び創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 対象事業の実施又はその実施後の土地若しくは工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が環境に及ぼす影響(以下単に「環境影響」という。)について、事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その事業又は事業活動その他の人の活動に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- (2) 対象事業 別表に掲げる事業のうち、環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 事業者 対象事業を実施し、又は実施しようとする者をいう。
- (4) 関係地域 対象事業の実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認める地域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民の良好な環境の保全及び創造を図るため、この条例に定める手續が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、対象事業の実施に際し、環境の保全について適正に配慮するため、自己の責任と負担において環境影響評価及び事後監視を実施し、この条例に定める手續を誠実に履行しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境影響評価の実施について環境の保全の見地から適切な意見を述べる等この条例に定める手續に積極的に参加しなければならない。

(技術指針の策定等)

第6条 市長は、環境影響評価及び事後監視が科学的かつ適正に実施されるよう既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価及び事後監視に係る技術上の指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

2 技術指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法
- (2) 環境の保全の目標
- (3) その他環境影響評価及び事後監視に関し必要な事項

3 市長は、必要に応じ、技術指針の改定を行うものとする。

4 市長は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、あらかじめ、吹田市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かななければならない。

5 市長は、技術指針を策定し、又は改定したときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

第2章 環境影響評価の手續等

(環境影響評価実施計画書の作成等)

第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を実施しようとするときは、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書(以下「実施計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

(3) 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

(4) 環境影響評価の項目、調査の方法及びその時期並びに予測の方法及びその時点

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、実施計画書の提出があったときは、速やかに、その旨を告示し、当該実施計画書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

3 市長は、実施計画書の作成に必要な資料の提供その他の協力を行うものとする。

(実施計画書についての意見書の提出)

第8条 実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第2項の告示の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までの間に、市長に対して意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写しを事業者に送付するものとする。

(実施計画書に対する市長の意見書)

第9条 市長は、審査会の意見を聴くとともに、前条第1項の意見書の内容について考慮した上で、実施計画書に対する市長の意見書を作成し、速やかに、事業者に送付するものとする。

2 市長は、前項の市長の意見書を作成したときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して14日間縦覧に供するものとする。

(環境影響評価準備書の作成等)

第10条 事業者は、第8条第1項及び前条の意見書を尊重して実施計画書に検討を加え、環境影響について調査、予測及び評価を行い、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

(3) 第8条第1項及び前条の規定により提出された意見書の概要及びこれらに対する事業者の見解

(4) 環境影響評価を実施した地域の範囲及びその概況

(5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法

(6) 環境影響評価の結果(環境の保全のための措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

(7) 事後監視の実施に関する事項

(8) 環境影響評価の全部又は一部を委託して行った場合には、その者の氏名及び住所

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 準備書の提出は、対象事業の種類ごとに規則で定める時期までに行わなければならない。

3 市長は、準備書の提出があったときは、速やかに、当該対象事業に係る関係地域を決定するとともに、当該準備書の提出があった旨及び関係地域の範囲を告示し、当該準備書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

4 市長は、前項の規定により関係地域を決定したときは、速やかに、その旨を事業者に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第11条 事業者は、前条第3項に規定する縦覧期間内に、関係地域の住民に準備書の内容を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 事業者は、説明会を開催するときは、説明会の開催予定日の7日前までに、その開催日時及び場所を定めて、関係地域の住民に周知しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催予定日時、場所及びその方法を定めようとするときは、市長の意見を聴くものとする。

4 事業者は、説明会の終了後、速やかに、市長にその結果の報告書を提出しなければならない。

5 事業者は、その責めに帰することができない理由で規則で定めるものにより説明会の開催ができなかったときは、その旨を市長に届け出るとともに、準備書の要旨を記載した書類の配布その他の周知の措置に努めなければならない。

(準備書についての意見書の提出)

第12条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第10条第3項の告示の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までの間に、市長に対して意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写しを事業者に送付するものとする。

(見解書の作成等)

第13条 事業者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した見解書(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

(3) 前条第1項の規定により提出された意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、見解書の提出があったときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して14日間縦覧に供しなければならない。

(公聴会の開催等)

第14条 市長は、前条第2項に規定する縦覧期間内に準備書又は見解書について意見を有する関係地域の住民から要請があったとき、又は市長が必要があると認めるときは、準備書又は見

- 解書の内容について環境の保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。
- 2 市長は、前項の公聴会を開催するときは、その開催の日の14日前までに、公聴会の開催の日時及び場所、事業者の氏名、対象事業の名称、意見聴取の事項その他公聴会の開催について必要な事項を告示しなければならない。
  - 3 公聴会において意見を述べようとする者は、前項の規定による告示の日から起算して10日以内に、公述申出書を市長に提出しなければならない。
  - 4 前3項に定めるもののほか、公聴会の開催について必要な事項は、規則で定める。  
(公述意見書の作成等)
- 第15条 市長は、前条第1項の公聴会を開催したときは、公述の内容を記載した書類(以下「公述意見書」という。)を作成し、速やかに、その写しを事業者に送付するものとする。  
(準備書に対する市長の準備意見書)
- 第16条 市長は、第12条第1項の意見書並びに見解書及び公述意見書の内容について考慮した上で、準備書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類(以下「準備意見書」という。)を作成し、速やかに、事業者に送付するものとする。
- 2 市長は、準備意見書を作成するに当たっては、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。
  - 3 市長は、準備意見書を作成したときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して14日間縦覧に供するものとする。  
(環境影響評価書の作成等)
- 第17条 事業者は、前条第1項の規定により準備意見書の送付を受けたときは、当該準備意見書を尊重し、準備書の内容に検討を加えた上で、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 第10条第1項各号に掲げる事項
  - (2) 第13条第1項第3号に掲げる事項
  - (3) 公述意見書の内容
  - (4) 準備意見書の内容及びこれに対する事業者の見解
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、評価書の提出があったときは、速やかに、その旨を告示し、当該評価書を告示の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。  
(評価書についての意見書の提出)
- 第18条 評価書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第2項の告示の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までの間に、市長に対して意見書を提出することができる。
- 2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写しを事業者に送付するものとする。  
(評価書に対する市長の評価意見書)
- 第19条 市長は、必要に応じ、前条第1項の意見書の内容について考慮した上で、評価書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類(以下「評価意見書」という。)を作成し、速やかに、事業者に送付するものとする。
- 2 市長は、評価意見書を作成するに当たっては、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。
  - 3 市長は、評価意見書を作成したときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して14日間縦覧に供するものとする。
  - 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、評価意見書を作成しないときは、速やかに、事業者にその旨を通知するものとする。  
(報告書の作成等)
- 第20条 事業者は、前条第1項の規定により評価意見書の送付を受けたときは、第18条第1項の意見書及び当該評価意見書を尊重し、評価書の内容の検討結果をまとめた報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して14日間縦覧に供するものとする。  
(対象事業の着手の制限)
- 第21条 事業者は、前条第2項の告示の日(第19条第4項の規定による通知を受けたときは、その日)以後でなければ、対象事業に係る工事に着手してはならない。  
(工事着手の届出)
- 第22条 事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。  
(工事完了の届出)
- 第23条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。  
(事後監視計画書の作成等)
- 第24条 事業者は、評価書に記載した環境影響評価の項目について、技術指針に基づき、事後監視(事業者が対象事業に係る工事に着手した後に環境影響について調査することをいう。以下同じ。)を実施するための計画書(以下「事後監視計画書」という。)を作成しなければならない。

ない。

2 事業者は、事後監視計画書を作成したときは、当該事後監視計画書を第22条に規定する工事の着手の届出をする日までに、市長に提出しなければならない。

(事後監視の実施等)

第25条 事業者は、事後監視計画書に基づき、事後監視をしなければならない。

2 事業者は、前項の事後監視の結果についての報告書(以下「事後監視報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、事後監視報告書の提出があったときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを告示の日から起算して14日間縦覧に供しなければならない。

4 市長は、事後監視報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該対象事業の実施又はその実施後の土地若しくは工作物において行われる事業活動その他の人の活動が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(対象事業の変更等)

第26条 事業者は、実施計画書の提出から対象事業に係る工事が完了するまでの間に、第10条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象事業を実施しないこととしたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

(対象事業の変更による環境影響評価その他の手続の再実施)

第27条 市長は、前条第1項に規定する変更の届出があった場合で、当該変更によって環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、既に完了している環境影響評価その他の手続の全部又は一部を再実施させることができる。

(事業者の変更)

第28条 実施計画書の提出から事後監視報告書の提出までの間に、事業者の変更があったときは、変更後の事業者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合においては、この条例の規定により、変更前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は変更後の事業者が行ったものとみなし、変更前の事業者に対して行った環境影響評価その他の手続は変更後の事業者に対して行ったものとみなす。

(手続の併合)

第29条 事業者は、2以上の対象事業を地域的に近接して行おうとするときは、当該2以上の対象事業に係る環境影響評価その他の手続を併せて行うことができる。

2 2以上の事業者が2以上の対象事業を地域的に近接して行おうとするときは、これらの事業者は、当該2以上の対象事業に係る環境影響評価その他の手続を併せて行うことができる。この場合において、これらの事業者は、その協議により、当該手続を行う事業者を定めなければならない。

### 第3章 法律等の適用を受ける対象事業に関する特例等

(法律等の適用を受ける対象事業に関する特例)

第30条 環境影響評価に関する手続が定められているものとして規則で定める法律、大阪府の条例等(以下この章において「法律等」という。)の適用を受ける対象事業については、前章及び第5章の規定は、適用しない。

(書類の周知)

第31条 市長は、法律等に規定する書類であって規則で定めるものの送付を受けたときは、速やかに、その旨を告示し、その写しを期限を定めて縦覧に供するものとする。

(市民の意見書の提出)

第32条 市民は、前条の規定により縦覧に供した書類について環境の保全の見地からの意見を有するときは、同条の告示の日から、当該縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までの間に、市長に対して意見書を提出することができる。

(市長の意見書)

第33条 市長は、法律等の規定により市長の意見を求められたときは、審査会の意見を聴くとともに、前条の意見書の内容について考慮した上で、市長の意見書を作成するものとする。

### 第4章 吹田市環境影響評価審査会

第34条 本市に、審査会を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後監視に関する基本的事項又は重要事項を調査審議し、答申するものとする。

3 審査会は、環境影響評価及び事後監視に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審査会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審査会に臨時委員を若干名置くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 雑則

(都市計画に係る手続との調整)

第35条 市長は、対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定められる場合においては、当該対象事業に係るこの条例による手続を同法の規定による当該都市計画の決定の手続に併せて行うよう努めるものとする。

(隣接市との協議)

第36条 市長は、対象事業が隣接市の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該隣接市と当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施について協議し、環境を保全するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(立入調査)

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、対象事業を実施する地域に立ち入り、事後監視に関する事項その他の必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第39条 市長は、第25条第4項の規定によるもののほか、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価、事後監視その他の手続を行わないとき。
- (2) 第21条の規定に違反して対象事業に係る工事に着手したとき。
- (3) 第27条の規定による環境影響評価その他の手続の再実施をしなかったとき。
- (4) 第37条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全上必要な措置を講じないとき。

(公表)

第40条 市長は、第25条第4項又は前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該事業者の氏名を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき事業者にもその理由を通知し、当該事業者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(報告書の告示後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第41条 事業者は、第20条第2項の告示の日(第19条第4項の規定による通知を受けたときは、その日)から起算して5年を経過した日以後に当該対象事業を実施しようとするときは、環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施について市長と協議しなければならない。

(許認可権者に対する要請等)

第42条 市長は、対象事業の実施に際し、法令又は条例の規定に基づき許可、認可その他これらに相当する行為(以下「許認可等」という。)が必要とされている場合において、市長が許認可等の権限を有する者(以下「許認可権者」という。)であるときは、評価書等の内容を考慮して許認可等を行うものとする。

2 市長は、対象事業の実施に際し、許認可等が必要とされている場合において、市長が許認可等の権限を有しないときは、当該許認可権者に対し、評価書等を送付し、その内容について配慮するよう要請することができる。

(適用除外)

第43条 この条例の規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧事業若しくは災害防止のために災害復旧事業と併せて実施することを必要とする事業又は災害復旧若しくは防止のために緊急に実施する必要があると市長が認める事業である対象事業については、適用しない。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第6条及び第4章(第34条第3項を除く。)の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において既に第10条第2項に規定する提出時期を経過している対象事業及び施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた対象事業については、この条例は、適用しない。ただし、施行日以後に当該対象事業の内容を変更して当該対象事業を実施しようとするとき(当該変更によって環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるときに限る。)は、この限りでない。

3 前項本文に規定する対象事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、第2章の規定の例による環境影響評価、事後監視その他の手続を行うことができる。

別表

- 1 道路の建設
- 2 鉄道又は軌道の建設
- 3 廃棄物処理施設の設置
- 4 終末処理場の建設
- 5 工場又は事業場の建設
- 6 住宅団地の建設
- 7 土地区画整理事業
- 8 市街地再開発事業
- 9 流通業務団地造成事業
- 10 駐車場の建設
- 11 大規模小売店舗の建設
- 12 高層建築物の建築
- 13 開発行為を伴う事業(前各項のいずれかに該当するものを除く。)
- 14 その他の事業

(目的)

第1条 この条例は、中高層建築物の建築に係る紛争についてのあっせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、紛争の調整を図り、もって良好な近隣関係及び生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中高層建築物 高さが10メートルを超える建築物をいう。

(2) 建築主 中高層建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(3) 関係住民 次に掲げる者をいう。

ア 冬至日の真太陽時における午前9時から午後3時までの間に、規則で定める測定面に中高層建築物の日影が及ぶ建築物の所有者及び居住者並びに土地の所有者

イ 中高層建築物により電波障害の影響を著しく受けると認められる建築物の所有者及び居住者

ウ 中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が当該中高層建築物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地の所有者

(4) 紛争 中高層建築物の建築に伴って生ずる日照障害、電波障害等の周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と建築主との間の紛争をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整するよう努めなければならない。

(建築主及び関係住民の責務)

第4条 建築主及び関係住民は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

(工事施工者等の協力義務)

第5条 中高層建築物の工事施工者、工事監理者及び設計者(以下「工事施工者等」という。)は、前条に規定する建築主の責務を認識し、紛争の解決のため、建築主に協力しなければならない。

(あっせん)

第6条 市長は、建築主及び関係住民(以下「当事者」という。)の双方から紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行う。

2 市長は、当事者の一方から紛争の調整の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あっせんを行うことができる。

3 前2項の申出は、当該紛争に係る中高層建築物の建築工事の着手前に行わなければならない。ただし、電波障害に係る紛争その他市長が必要と認める紛争については、工事完了後1年以内に、申出を行うことができる。

4 市長は、あっせんを行うに当たって、当事者又は工事施工者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、当事者又は工事施工者等に対し、関係図書の提出を求めることができる。

(あっせんの打切り)

第7条 市長は、当該紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせンを打ち切ることができる。

(調停)

第8条 市長は、前条の規定によりあっせンを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告した場合において、当事者の双方がその勧告を受諾したときは、吹田市建築紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)の調停に付する。

3 市長は、当事者の一方が第1項の規定による勧告を受諾した場合において、相当の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、調停委員会の調停に付することができる。

(調停委員会)

第9条 紛争の調停を行うため、市長の附属機関として、調停委員会を置く。

2 調停委員会は、市長から付された紛争の調停を行うほか、市長の諮問に応じ、紛争の調整に関する重要事項について調査審議する。

3 調停委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、法律、建築又は環境の分野に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、調停委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(意見の聴取等)



第10条 調停委員会は、調停を行うに当たって、当事者又は工事施工者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者又は工事施工者等に対し、関係図書の提出を求めることができる。

(調停案の作成とその受諾の勧告)

第11条 調停委員会は、必要があると認めるときは、調停案を作成することができる。

2 調停委員会は、調停案を作成したときは、当事者に対し、期限を定めてその受諾を勧告することができる。

(調停案の履行義務)

第12条 前条第2項の規定による勧告が行われた場合において、当事者の双方が当該勧告に係る調停案を受諾したときは、当事者は、これを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

(調停の打ち切り)

第13条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 第11条第2項の規定による勧告が行われた場合において、定められた期限までに、当事者の双方又は一方から当該勧告に係る調停案を受諾する旨の回答がないときは、当該調停は、打ち切られたものとみなす。

(調停の終了の報告)

第14条 調停委員会は、調停が終了したときは、その経過及び結果を市長に報告するものとする。

(手続の非公開)

第15条 あっせん及び調停の手続は、公開しない。

(公表)

第16条 市長は、第10条の規定による出席又は関係図書の提出の求めを受けた者が、正当な理由がなくその求めに応じないときは、前条の規定にかかわらず、その旨を公表することができる。

2 市長は、当事者が第12条に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、その旨を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 みどりの保護(第7条—第15条)
- 第3章 みどりの育成(第16条—第20条)
- 第4章 みどりの普及及び啓発等(第21条—第24条)
- 第5章 雑則(第25条・第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、吹田市環境基本条例(平成9年吹田市条例第5号)の理念にのっとり、みどりの保護及び育成に関し必要な事項を定め、これを推進し、もって現在及び将来の市民の健康かつ快適な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「みどり」とは、樹木、樹林、生け垣及び草花をいう。

(市の責務)

第3条 市は、みどりの保護及び育成に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定に当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、みどりの保護及び育成のため、講ずべき施策の策定に必要なみどりの実態を把握することに努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の用に供する工場、事務所その他の施設の敷地内のみどりを適正に保護し、植栽その他の方法によって、みどりを育成することに努めるとともに、市が実施するみどりの保護及び育成に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、みどりの保護及び育成に自ら努めるとともに、市が実施するみどりの保護及び育成に関する施策に協力しなければならない。

(空気、水等の良好保持)

第6条 市、事業者及び市民は、みどりの保護及び育成に必要な空気、水、土等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持するよう努めなければならない。

第2章 みどりの保護

(保護樹木等の指定)

第7条 市長は、規則で定める基準に該当する樹木又は樹林のうち、特に保護する必要があると認めるものを、その樹木又は樹林を所有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)の同意を得て、保護樹木又は保護樹林(以下「保護樹木等」という。)として指定することができる。

2 市長は、保護樹木等を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに、その保護樹木等の所有者等に通知するものとする。

(標識の設置等)

第8条 市長は、保護樹木等を指定したときは、速やかにその旨を表示する標識を見やすい箇所に設置するとともに、保護樹木等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 何人も、前項の規定により設置された標識を汚損し、若しくは破損し、又は市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

(所有者等の保護義務)

第9条 保護樹木等の所有者等は、その保護樹木等の枯損の防止その他の保護に努めなければならない。

(行為の制限)

第10条 何人も、保護樹木等の伐採若しくは損傷又は現状の変更等その保護に影響を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りでない。

(1) 枯損枝若しくは危険枝の切除又は整姿せん定等通常の管理行為

(2) 震災、風水害その他の災害のため必要な臨時応急の措置として行う行為

(立入調査)

第11条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、当該職員に保護樹木の所在する土地又は保護樹林内の土地に立ち入り、第8条第2項及び前条本文に規定する行為に関する調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(届出義務)

第12条 保護樹木等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第10条第2号の行為のあったとき。
- (2) 保護樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- (3) 氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者氏名又は主たる事務所の所在地)を変更したとき。

(勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為の停止又は原状回復若しくは原状回復が困難な場合にはこれに代わる措置をとることを勧告することができる。

- (1) 第8条第2項の規定に違反して、標識を汚損し、若しくは破損し、又は市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去する者
- (2) 第10条本文の規定に違反して、保護樹木等の伐採若しくは損傷又は現状の変更等その保護に影響を及ぼすおそれのある行為をする者

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨及びその者の氏名を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(指定の解除)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 保護樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- (2) 保護樹木等として相当でなくなつたと認めるとき。
- (3) 保護樹木等の所有者等から指定の解除の申出があったとき。
- (4) 公益上の理由その他特別の理由があると認めるとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による保護樹木等の指定の解除について準用する。

### 第3章 みどりの育成

(公共施設の緑化)

第16条 市は、その設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎その他の公共施設について、みどりの育成のため、植栽をする等その緑化を推進しなければならない。

2 国又は他の地方公共団体若しくはこれに準ずる法人(第25条において「国等」という。)は、その設置し、又は管理する施設について、みどりの育成のため、植栽をする等その緑化を推進するものとする。

(民間施設の緑化)

第17条 住宅又は事業所の所有者又は管理者は、その敷地において、みどりの育成のため、植栽をする等その緑化に努めなければならない。

(接道部の緑化)

第18条 前2条の緑化に当たっては、特に当該敷地のうち道路に接する部分(第20条において「接道部」という。)の緑化に努めなければならない。

(維持管理)

第19条 第16条及び第17条に定める者は、前3条の規定により植栽等したみどりを良好に維持管理しなければならない。

(みどりの協定の締結)

第20条 市民が、区域を定めて、その区域内に所有し、又は管理する敷地に関して、接道部の緑化の推進について合意したときは、市長とみどりの保護及び育成に関する協定(以下「みどりの協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、規則で定める面積以上の敷地を有する事業所の接道部の緑化の推進について、その事業者とみどりの協定を締結することができる。

3 前2項の規定によりみどりの協定を締結した者は、その協定で定めるところに従って、その所有し、又は管理する敷地のみどりの保護及び育成に努めなければならない。

### 第4章 みどりの普及及び啓発等

(普及及び啓発)

第21条 市は、みどりの保護及び育成に関する知識の普及及び啓発を図らなければならない。

(自主的団体の育成)

第22条 市は、市民が組織するみどりの保護及び育成に関する活動を行う自主的団体の育成を図るものとする。

(表彰)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、みどりの保護及び育成に関し特に貢献していると認める個人又は団体を表彰することができる。

- (1) 保護樹木等の所有者等で、これを良好に維持管理しているもの
- (2) 市長とみどりの協定を締結して緑化を積極的に推進している者
- (3) その他市の実施するみどりの保護及び育成に関する施策に協力した者

(助成等)

第24条 市は、みどりの保護及び育成に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で助成することができる。

2 市長は、みどりの保護及び育成に関し必要な助言及び技術的な指導をすることができる。

第5章 雑則

(国等に対する要請)

第25条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国等に対して、その所有し、又は管理する土地又は施設におけるみどりの保護及び育成について、協力を要請することができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(以下省略)